

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、固定資産税賦課に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法および個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部での不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税賦課事務
②事務の概要	固定資産税は、賦課期日(1月1日)時点で、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税を行うものである。また、その管理には、以下の事務で行うものである。 1. 土地・家屋調査・評価業務 (1)法務局や建築指導課から、登記情報や建築確認等の情報、所有者の情報を取得する。 (2)現地調査を行い、松山市税総合情報システムに入力し評価を行う。 2. 償却資産調査・評価業務 (1)申告書に基づき、必要に応じて調査を行い、償却資産の保有情報を取得する。 (2)取得した情報を松山市税総合情報システムに入力し、評価を行う。 3. 宛名管理業務 (1)住民登録が無い場合、法務局の書類に基づき、統合宛名システム上で宛名情報を登録する。 (2)各種申告書・届出書に基づいて、宛名情報の更新や送付先設定を行う。 4. 固定資産税の課税及び、納税通知書発送業務 (1)当初賦課処理を行い、納税通知書を発送する。 (2)賦課更正処理で更正及び随時課税等を行い必要に応じて納税通知書を発送する。 (3)返戻された納税通知書の調査を行う。 5. 証明書等の発行 (1)申請に基づき、無資産証明書、固定資産土地・家屋課税台帳、固定資産土地・家屋登記事項を発行する。
③システムの名称	松山市税総合情報システム、統合宛名システム、eLTAXシステム、家屋評価システム、土地評価システム、中間サーバー、概要調書作成システム、資産税地理情報システム

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48、49)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	松山市 理財部 資産税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市理財部資産税課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6312)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記に記載の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 事務処理手順のマニュアルに人為的ミスを防止する対策を記載し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された機密文書の廃棄等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の16の項	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 5 ②所属長	資産税課長 宮本 直樹	資産税課長 重信 美樹	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	II 1 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	II 2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 1 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 2 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	I 1. ③ システムの名称	都市情報システム	資産税地理情報システム	事後	システム入替
令和3年2月2日	II 1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年2月2日	II 2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	I 4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	号ずれ
令和4年11月11日	II 1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II 2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II 1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II 2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	表紙 保護の宣言	…認識し、特定個人情報の…	…認識し、 「番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、」特定個人情報の…	事後	「」内容の追加
令和5年11月13日	表紙 保護の宣言 特記事項	操作カード(職員証)やパスワードで	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により	事後	認証方法の変更に伴う修正
令和7年2月25日	I 3 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	第9条第1項 別表の24の項	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48、49)	事後	法改正による変更
令和7年2月25日	II 1 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月25日	II 2 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年2月25日	IV8及び9	8. 監査 9. 従業員に対する教育・啓発	8. 人手を介在させる作業 9. 監査 10. 従業員に対する教育・啓発 11. 最も優先度が高いと考えられる対策とし、8と11の内容を記載	事後	様式変更による変更、追記